

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、主な条文を記載していますので、対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「運営管理機関の行為準則」です。

第 25 講 「運営管理機関の行為準則②」

(確定拠出年金法第 100 条 ほか)

第 24 講「運営管理機関の行為準則①」では、運営管理機関の行為準則のうち、「忠実義務」「個人情報保護義務」を中心に説明しました。第 25 講「運営管理機関の行為準則②」では、「禁止行為」を中心に説明します。

「禁止行為」とは、運営管理機関が運営管理契約の締結や運営管理業務の実施にあたり禁止されている行為のことです。禁止行為に関する規定としては、確定拠出年金法第 100 条(禁止行為)があり、この他に確定拠出年金法施行令第 51 条(運営管理契約締結に係る重要事項)、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第 10 条(禁止行為)、法令解釈第 9 などがあります。また、金融庁の事務ガイドラインも参考になります。

まず、確定拠出年金法第 100 条(禁止行為)をみてみましょう。

確定拠出年金法第 100 条 (禁止行為)

確定拠出年金運営管理機関は、次に掲げる行為をしてはならない。

第 1 号 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することを約すること。

第 2 号 運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、加入者等又は当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。

第 3 号 運用関連業務に関し生じた加入者等の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は当該業務に関し生じた加入者等の利益に追加するため、当該加入者等又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部又は一部を補てんする場合を除く。)

第 4 号 運営管理契約の締結について勧誘をするに際し、又はその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げること。

第 5 号 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。

第 6 号 加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めること(当該確定拠出年金運営管理機関が金融商品取引法(略)に規定する金融商品取引業者その他確定拠出年金運営管理業以外の事業を営む者として行うことを明示して行う場合を除く。)

第 7 号 前各号に掲げるもののほか、(略)主務省令で定める行為

確定拠出年金法第 100 条では、第 1 号から第 7 号の 7 項目に分けて禁止事項が定められています。それぞれの内容は以下の通りです。

まず、第1項及び第2項では、運営管理機関の締結に際し、契約の相手方（企業、国民年金基金）に対して、加入者等の損失の全部又は一部を負担することや、加入者又は相手方に特別の利益を提供することを禁止しています。「特別の利益の提供」とは、一般の場合と比較して有利な条件で与えられる利益又は一般には与えられない特恵的又は独占的利益の提供をいいます。例えば、金銭の提供、有利な条件による物品等の譲渡、貸し付けその他信用の供与又は役務提供などがあげられます（法令解釈第9.2（3））。

第3項では、実際に加入者等に生じた損失の全部又は一部を補填することや、利益を追加することを禁止しています。ただし、運営管理機関に帰責事由がある場合の損失補填は除きます。この点、確定拠出年金法施行令第13条では、運営管理機関が運用商品の選定・提示に際し、損失が生じるおそれがあることなどの「重要情報」の提供をしなかった場合は、これにより加入者等に生じた損害を運営管理機関が賠償する責任を負うことについて、企業等と運営管理機関の間で契約を締結しなければならないこととされています。

第4項では、運営管理業務に関する事項であって契約を締結するか否かの判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を、契約の相手方に故意に告げないこと、及び不実のことを告げることを禁止しています。重要事項に該当するものとしては、業務状況、運営管理業務に関する処分の有無、再委託する場合は再委託先の運営管理機関の名称やその業務状況などがあります（確定拠出年金法施行令第51条）。

第5項では、自己（運営管理機関）の利益又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的で、特定の運用商品を加入者等に提示することを禁止しています。この点について法令解釈には詳細な説明はありませんが、金融庁の事務ガイドライン第3分冊（以下「ガイドライン」）11-3-2では、商品提供機関から商品提示に係る手数料を受領することや株価を支えるといった目的のために、特定の運用商品を提示することが禁止されています。なお、商品提示に係る手数料の受領自体は認められており、諸費用を超えない範囲で受領する分には差し支えありません。

第6項では、提示した運用商品のうち特定のものについて指図を行うこと、又は指図を行わないことを勧めることを禁止しています。例えば、将来利益が生じることが確実であることや、他の運用商品と比較して有利であることを告げることは禁止されています。また、直接的に推奨する内容を伝えていない場合でも、提示した運用商品のうち、一部の運用商品について情報提供することは禁止されています。ただし、加入者等から特定の運用商品の説明を求められた場合に、運用商品の一覧を提示して情報提供することは認められます（法令解釈第9.2（4））。

第7項では、その他の行為として、確定拠出年金運営管理機関に関する命令（以下「主務省令」）により定める行為を禁止しています。例えば、金融商品の販売等を行ういわゆる営業職員（役員や営業所長を除く）は、確定拠出年金の運用商品の選定に係る事務を兼務することはできません（主務省令第10条第1項）。運用商品の提示、情報提供については兼務が認められませんが、この場合は、通常の金融商品の勧誘との誤認を防止する必要があります（第31講参照）。また、加入者等に対して、年金制度に関する事項であって、不実のことや誤解されるおそれがあることを告げることも禁止されています（主務省令第10条第4項）。なお、運営管理機関には、法令や社内規則の適正な遵守を確保するための体制整備が義務付けられています（主務省令第9の2）（第40講参照）。

運営管理機関の禁止行為は、あくまでも忠実義務から導けるものではありませんが、運営管理業務を行うときだけでなく運営管理契約の締結過程でも行為が規制されること、禁止される特定の運用商品の推奨には他の運用商品の情報提供をしないことも含まれること、確定拠出年金制度のみならず年金制度全般について誤解を招かないように説明することが求められるなど広範囲に及ぶ点には留意が必要です。

今回は、「運営管理業務の委託」です。

※記載内容は2024年1月1日現在の法令に基づくものです。